

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂納骨壇の返還	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例施行規則（以下「規則」）第15条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 納骨壇返還届に許可証その他市長が必要と認める書類を添えて申請しているか。</p> <p>2. 埋蔵している骨を改葬等しているか。</p> <p>3. 管理料を支払っているか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	2ヶ月
	標準処理期間を設定できない理由	